

認可外保育施設 自主点検シート [令和6年4月版]

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設【居宅訪問型保育事業】
(複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。)

設 置 主 体	☐ 個人 ☐ 株式会社 ☐ 社会福祉法人 ☐ 医療法人 ☐ NPO法人 ☐ その他法人（ ） ☐ 任意団体（保護者が共同で設置しているもの等）		
施 設 名 称			
設 置 者 氏 名			
設 置 者 住 所			
連 絡 先 （ 電 話 ）			
連絡先（メールアドレス）			
子ども預かりサービスのマッチングサイト名			
事 業 開 始 年 月 日			
記 入 年 月 日		記 入 者	

志木市 福祉部 福祉監査室 TEL： 048-456-5365 (直通)
E-mail： fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

自主点検シートについて

- ・ このシートは、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日付け 認可保第206号子ども家庭局長通知、最終改正：令和6年4月10日 認可保第230号）の別添「認可外保育施設指導監督基準」及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日付け 認可保第218号子ども家庭庁長通知、最終改正：令和6年4月10日 認可保第236号）の別表「評価基準」を基に、別添の「チェックシート」と併せて、自主点検が可能なシートとして整理したものです。
- ・ 市からの調査依頼を受けた際には、このシートを使って点検をいただき、必要資料と共に提出をお願いします。同時に、別紙様式の「運営状況報告」についても作成し、提出してください。
- ・ 「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当等）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。

(目次)

第1 保育に従事する者の数及び資格	2
第2 保育室等の構造、設備及び面積	2
第3 非常災害に対する措置	2
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	2
第5 保育の内容	3

第6 給食	4
第7 健康管理・安全確保	5
第8 利用者への情報提供	6
第9 備える帳簿等	7

第5 保育の内容			
1保育の内容	1) 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	※児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要である。 児童への適切な関わりについて理解するためには、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」を理解することが不可欠である。		
	2) 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分な配慮をしていますか。	☐ いる ☐ いない	
	3) 乳幼児の生活リズムに沿った保育を実施していますか。	☐ いる ☐ いない	
	4) 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていませんか。	☐ いる ☐ いない	
	※一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることが重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任である。		
2保育従事者の保育姿勢等	5) 以下の事項について理解し配慮した保育を行っていますか。 また、具体的な取り組みについても記載してください。	☐ いる ☐ いない	
	a) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 b) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 c) 子どもの遊び等に関する事項 d) 保育の実施に関して留意すべき事項 (具体的な取組について、以下に記載してください。) ・		
2保育従事者の保育姿勢等	1) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な保育姿勢が確保されていますか。	☐ いる ☐ いない	
	保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解し、十分な取組を行う必要があります。 (具体的な取組について、以下に記載してください。) ・		
2保育従事者の保育姿勢等	2) 「保育所保育指針」を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	
	また、研修の受講歴について、以下に記載するとともに、修了証の写し等を提出してください。 なお、研修は、保育に従事する前に受講することが望ましく、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましいとされています。		
	(研修名等：年月)		
	(研修名等：年月) (研修名等：年月)		

	3) 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮していますか。 (具体的な取組について、以下に記載してください。)	☐ いる ☐ いない	
	4) 利用乳幼児について、虐待など不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等へ 通告していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合や、社会的援助が必要な家庭状況である場合などにおいても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。		
3保護者との連絡等	1) 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育従事者からは保育中の乳幼児の様子を連絡していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳などにより、相互に連絡し合うこと。		
	2) 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握していますか。	☐ いる ☐ いない	
	※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。		

第6給食			
※ 保育中に食事の提供を行う場合は、以下のチェック内容についても回答すること。			
1衛生管理の状況	1) 食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的に行っていますか。 (具体的な取組について、以下に記載してください。)	☐ いる ☐ いない	
2食事内容等の状況	1) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を適切に行っていますか。 また、離乳食摂取後の乳児についても、食事後の状況に注意を払っていますか。 (具体的な取組について、以下に記載してください。)	☐ いる ☐ いない	
	2) アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切に対応していますか。 (具体的な取組について、以下に記載してください。)	☐ いる ☐ いない	

第7 健康管理・安全確保		
1乳幼児の健康状態の観察	1) 預かりの際、健康状態（体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌など）の観察を行うとともに、保護者から乳幼児の状態の報告を受けていますか。	☐ いる ☐ いない
	2) 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を行っていますか。保護者へ乳幼児の状態を報告していますか。	☐ いる ☐ いない
2職員の健康診断	1) 健康診断を、1年に1回受けていますか。	☐ いる ☐ いない
	2) 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施していますか。	☐ いる ☐ いない
3感染症への対応	1) 感染予防のための対策（手指の衛生や咳エチケットの実施等）を行っていますか。 （具体的な取組について、以下に記載してください。） ・	
4乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）に対する注意	1) 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態を、きめ細かく観察していますか。	☐ いる ☐ いない
	※なお、直近の観察記録の写しを紙又はデータで提出してください。 ※睡眠中の観察については、0歳児は5分ごと、1歳児以上は10分ごとに観察し、その都度、睡眠時観察表などに記録すること。特に、預かり初期は、注意深く観察すること。 ※このほか、睡眠中の事故防止として、睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行うことが必要とされている。（「保育所保育指針解説」）	
	2) 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていますか。	☐ いる ☐ いない
	※窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	
	3) 保育中は禁煙を厳守していますか。	☐ いる ☐ いない
	※たばこは、乳幼児突然死症候群発症の大きな危険因子であり、妊婦や乳児の近くでの喫煙は不適切である。 ※児童は受動喫煙による健康影響が大きいと認め、認可外保育施設を含む児童福祉施設については、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）の公布によって「第一種施設」に位置付けられ、令和元年7月1日から「敷地内禁煙」となっている。（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。） ・「家庭的保育事業」を居宅で行う場合や「居宅訪問型保育事業」は、適用除外となるが、事業実施場所では喫煙をしないなどの配慮が必要とされている。	
4) 上記1)～3)について、具体的な取組を記載してください。		
5安全確保	1) 設備の安全点検、外での活動、取組等を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、研修及び訓練その他安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されていますか。	☐ いる ☐ いない
	2) 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的実施していますか。	☐ いる ☐ いない

3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。	☐ いる ☐ いない	
4) 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理を図っていますか。	☐ いる ☐ いない	
5) 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。	☐ いる ☐ いない	
6) 上記の1)～5)に関して、以下の事項について理解し、取組を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
(1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた 事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践） (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 (7) 事故等発生後における詳細な内容等の報告 (具体的な取組について、以下に記載してください)。 ・		
7) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講していますか。	☐ いる ☐ いない	
なお、直近で受講した講習について、以下に記載するとともに、修了証の写し等を提出してください。 (講習名等： <u>年月</u>)		
8) 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えていますか。	☐ いる ☐ いない	
※施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）」を参考にすること。		
9) 事故発生時には、速やかに当該事実を市に報告していますか。	☐ いる ☐ いない	→事例の有無 ☐ あり ☐ なし
※事故報告については、「 教育・保育施設等における事故の報告等について 」（令和5年12月14日成安第142号通知）を参照すること。		
10) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	☐ いる ☐ いない	→事例の有無 ☐ あり ☐ なし
11) 死亡事故等の重大事故が発生した施設は、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 非該当	
※施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）を参考にすること。 ※重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。（「保育所保育指針解説」）		

第8 利用者への情報提供		
1施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、利用者（保護者）に対し書面等による提示等を行っていますか。 ①設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 ②事業所の名称及び所在地 ③事業を開始した年月日 ④保育提供可能時間	☐ いる ☐ いない

	⑤提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項、並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 ⑥利用定員 ⑦設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 ⑧設置者の研修の受講状況 ⑨保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑩（提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑪緊急時等における対応方法 ※緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。 ⑫非常災害対策 ※災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難場所や避難方法などを記すこと。 ⑬虐待の防止のための措置に関する事項 ※虐待の防止に関する研修・講習の受講状況等について記すこと。 ⑭設置者の過去の処分歴の有無 ※設置者が過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）について記載すること。（令和3年5月1日より適用）		
2サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	利用者と利用契約が成立したときは、以下の内容を記載した書面等を交付していますか。 ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ※あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ③事業所の名称及び所在地 ④事業所の管理者の氏名 ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容 ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 ⑦（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 ⑧利用者からの苦情を受け付ける連絡先 ※書面の交付に代えて、利用者の承諾を得て、一定の電磁的方法により提供することができるとされている。	☐ いる ☐ いない	
3サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	

第9 備える帳簿等			
1利用乳幼児に関する書類等の整備	利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類がありますか。 ※個人情報情報の取り扱いについて、十分注意すること。	☐ いる ☐ いない	